

奈良佐保短期大学「ガバナンス・コード」

令和3年4月1日

第1章 私立短期大学の自主性・自立性（特色ある運営）の尊重

私立短期大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきた。

私立短期大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきた。また、私立短期大学は、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきた。

今後とも、学校法人佐保会学園（以下、「当法人」という。）奈良佐保短期大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神に基づく、私立短期大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくこととしたい。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立短期大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していく。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

昭和6（1931）年、当時の奈良女子高等師範学校の同窓会（佐保会）が佐保女学院を設立するにあたり、「教養識見ある女性を養成し、社会に貢献できる人材を育成すること」を建学の精神として掲げた。昭和40（1965）年、短期大学の開設にあたっては、「女子専門の学術技芸を教授、研究し実生活に必要な能力を有する教養識見ある女性を育成すること」を謳った。建学の精神は女性の育成を主眼としている。平成13（2001）年に男女共学となったが、「高い教養と識見を持った社会に貢献する人材を育成する」という精神は開学以来変わることなく貫かれていたと同時に、社会の必要とする人材養成を養成するこの精神は、「教育基本法」及び「私立学校法」に基づいた公共性を有しているといえる。建学の精神は、学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学受け入れ方針に貫かれることによって、教育のすみずみに浸透している。

建学の精神は学則に本学の目的及び使命としても表されている。学則第

1 条において「奈良佐保短期大学は、学校教育法に則り、専門の学術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とする。」としている。また、建学の精神に基づき、教育理念として、

- 一 自律する人、
- 二 自己と他者を尊重する人、
- 三 事象に自らかかわる人、

を掲げている。建学の精神、教育理念は、本学の教育の基本であり、私立学校法第 1 条「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」に則り、建学の精神、教育理念を軸として日々の教育・研究活動を実践するとともに教育改善を図っている。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

本学は、『対人職』『地域』を基軸としており、豊かで活力ある地域社会に貢献できる人材の養成を目指している。介護福祉士、栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などの職業人の養成による社会貢献だけでなく、地域に根差した、地域に貢献・支援することも大切にしている。

1-2 教育と研究の目的（使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

① 本学の目的・使命は、学則第 1 条において、「奈良佐保短期大学は、学校教育法に則り、専門の学術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とするとし、その教育研究水準の向上を図り、目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成する。」としている。

② 学科課程区分に応じた目的（使命）を、建学の精神に基づき具体的に表現する。

- a. 生活未来科は、健全で豊かな生活を支える専門的な知識・技術を身に付け、社会に貢献できる幅広い視野と教養を備えた人材を養成することを教育目標とする。
- b. 地域こども学科は、自ら情操と教養を育み、こどもへの深い理解をもって家族や地域における子育て支援を行い、地域社会に貢献できる保育者を養成することを教育目標とする。

(2) 中長期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

① 安定した経営を行うため、認証評価を踏まえて中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中長期的な計画を検討・策定する。

- ② 中長期的な計画の進捗状況、財務状況については、中長期計画委員会において進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めることとする。
- ③ 財政的な裏付けのある中長期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や経営陣を支えるスタッフの経営能力の向上に努めることとする。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材育成・確保など事務職員の役割を一層重視することとする。
- ⑤ 経営陣と教職員が中長期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けると、法人全体の取組みを徹底する。

(3) 私立短期大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努める。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等、教職員、学生父母・保証人（保護者）、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営をすすめる。
- ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠であるとの認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消や修学機会を損なうことのないよう「奈良佐保短期大学障害のある学生に対する修学支援規程（令和2年4月1日制定）の制定をはじめ、多様性への対応を実施する。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立短期大学は、社会から、教育・研究及び成果を社会へ還元するという公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っている。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立短期大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たす必要がある。当法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築することとする。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、当法人の経営強化を念頭に置き、業務を決し、理事の職務の施行を監督する。

- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する当法人における重要事項を、学校法人佐保会学園寄付行為に明示する。
 - イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し保管する。
 - ウ 理事会への業務執行者から適切な報告がなされるよう留意する。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、理事及び設置短期大学の運営責任者（学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に短期大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かすこととする。
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。
- ④ 学長への権限委任
 - ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任している。
 - イ 学長は、副学長を置くなど各々担当事務を分担させ管理する体制としている。
 - ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図る。
- ⑤ 実効性のある開催
 - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に通知するなど全理事で共有する。
 - イ 審議に必要な時間は、十分に確保する。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、
 - ア その任務を怠り、当法人に損害を与えた場合、
 - イ その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負う。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負う。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の減免の規定を整備する。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。
- ② 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務

を行う。

- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定める。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、当法人のために忠実にその職務を遂行する。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ⑥ 理事は、当法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、これを理事長に報告する。
- ⑦ 直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ② 監事は、その責務を果たすため、学校法人佐保会学園寄付行為の規定に則り、理事会その他の重要会議に出席することができる。
- ③ 監事は、当法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
- ④ 監事は、当法人の業務等に関し、不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会に報告する。さらに、必要があるときは、理事会・評議員会の招集を請求できる。
- ⑤ 監事は、理事の行為により、当法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できる。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て監事を選任する。
- ② 監事は、2名置く。

(3) 監事監査

- ① 監事は、監査計画を定め、関係者に通知する。
- ③ 監事は、監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、公表する。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事及び監査法人（公認会計士）による監査結果について意見を交換し、監事監査の機能の充実を図る。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める。
- ③ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努める。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分及び運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他、当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める。

(3) 評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(4) 理事長は、監事の選任に際し、評議員会の同意を得て行う。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討することとする。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任する。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としている。
 - ア この法人の奈良佐保短期大学長
 - イ この法人の奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園長、同附属倉敷幼稚園長及び認定こども園奈良佐保短期大学附属河内長野幼稚園長
 - ウ 一般社団法人佐保会理事長の職にある者
 - エ この法人の教職員のうちからで、理事会において選任した者
 - オ この当法人が設置する短期大学を卒業した者で年齢25年以上の者

- のうちから理事会において選任した者
- カ 一般社団法人佐保会の役員のうちからこの法人の理事会で選任した者
- キ 社会福祉法人佐保会理事長の職にある者
- ク 学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから理事会で選任した者

- ③ 当法人の業務若しくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出することとする。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしている。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ⑧ 当法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。
- ⑨ 当法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めることとする。

第3章 教学ガバナンス

学長の任免は、「学校法人佐保会学園奈良佐保短期大学学長選考規程」に基づき、「理事長に対し、学校法人佐保会学園理事会及び奈良佐保短期大学教授会が、それぞれ推薦する」こととしている。理事長は、推薦のあった学長候補適任者について教授会に諮問する。」諮問を受けた教授会は、「所信の表明を求め学長候補適任者についての意見等をまとめ、理事長に答申する。」理事会は、「答申の趣旨に配慮して、教授会に諮問した学長候補適任者から学長候補者を選考する。」理事長は、「理事会において選考された者を学長に任命する。」こととしている。奈良佐保短期大学学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」と規定しているが、大学の教学運営については、学長がその権限を委任されている。

理事会及び理事長は、短期大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学科長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるよう努めることとする。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 奈良佐保短期大学学長は、同短期大学学則第1条に「学校教育法に則り、専門の学術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び氏名とする。」という目的及び使命明記し、これを達成するため、リーダーシップを発揮し、短期大学の教学運営を統括し、所属教職員を統督する。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使する。
- ③ 所属教職員が、学長の方針、中長期的な計画、当法人に係る経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し、共有することに努めることとする。

(2) 学長補佐体制（副学長等の役割）

本学に副学長その他必要な職員を置くこととなっており、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学における教育研究に関する事項について審議するために教授会を設置している。審議する事項については、奈良佐保短期大学学則及び奈良佐保短期大学教授会規則に規定している。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり重要事項等について審議し、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に必ずしも拘束されるものではない。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立短期大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されている必要がある。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立短期大学は、こうした高い公共性と信頼性の下での社会的責任を十二分に果たしていく必要がある。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要がある。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学科・専攻において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。

① 学科の3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編制・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組む。

③ 多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず、毅然かつ厳正に対処する。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性のある中長期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による短期大学評価向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力連携を行い、教職協働体制を確保する。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による建学の精神（理念）に基づく教育研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進する。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 理事長は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に関わるPDCAを毎年度明示する。

イ 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告する。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証に係る取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に関わるPDCAを毎年度明示する。

イ 教員個々の教授能力と教員組織としての組織の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア すべての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進する。

イ SD推進に関わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを

推進する。

- ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行う。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、すべての大学・短期大学は、7年ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられている。本学においても評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育研究水準の向上と改善に努めることとする。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関し、不断に定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育研究活動の多様な成果を社会に還元することに努める。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての教育機関、短期大学としての役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点としての機能に努める。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組むよう努める。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体の持続可能性（サステナビリティ）を巡る課題への対応に努める。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組む。

ア 大規模災害

- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用 等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組む。
 - ア 学生等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組む。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう、組織的に取り組む。
- ② 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図る。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立短期大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めることとする。

私立短期大学は、多くのステークホルダーから支持される必要があり、短期大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたるため、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保する。

私立短期大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たすこととする。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開

公開すべき事項は、学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されているところであるが、公開することとした情報については主体的に情報発信していく。

- ① 教育・研究に資する情報公表
 - ア 大学の教育研究上の目的

- イ 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編制・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数、教員免許状等取得状況、その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業または修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の短期大学が徴収する費用
- シ 短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力
- ② 学校法人に関する情報公表
 - ア 財産目録、貸借対照表、収支計算書
 - イ 寄附行為
 - ウ 監事の監査報告書
 - エ 役員名簿（個人の住所等個人情報に関わる記載の部分を除く）
 - オ 役員報酬に関する基準
 - カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上、公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限の公開に努めることとする。例えば、次のような事項を想定している。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 大学間連携
 - イ 地域連携
 - ウ 産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中長期的な計画
 - イ 経営改善計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、ウェブ公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供することとする。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情

報公開方針を策定し、公開する。

- ③ 公開方法は、インターネットを使ったウェブ公開を主とするが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用する。
- ④ 公開に当たっては、解りやすい説明を付すほか、説明方法も工夫するよう努める。